

令和3年8月23日

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部子どもの教育・保育推進課

新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とした延長保育の利用自粛に伴う
延長保育料の減免について（通知）

日頃から本市の保育所等の運営及び新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和3年（2021年）8月23日に「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」で通知いたしました、事前連絡のうえ登園自粛を希望される方の延長保育料の減免について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 減免する額

延長保育を利用しなかった日数に応じて日割りで減免し還付又は翌月以降の延長保育料に充当します。減免する額は、次の計算式により算定します。

延長保育料月額×延長保育を利用しなかった日数（土曜日を含む。）÷該当月の全開所日数
減免額の確定及び還付には一定の期間を要することが見込まれるため、あらかじめ御承知おきください。

2 手続方法

利用月の翌月5日（日・祝日の場合は、翌開所日）までに、次の書類を在籍園へ提出してください。

月ごとの申請になります。(3)及び(4)の書類については必要に応じて提出してください。

(1) 延長保育料減免申請書

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とした延長保育利用自粛届出書

(3) 支払金口座振替依頼書（ 還付を希望される方は提出してください。翌月の延長保育料に充当を希望される方は提出不要です。）

(4) 委任状（ 減免申請者と口座名義が異なる場合に提出してください。）

3 留意事項

事前に在籍園へ登園自粛する旨の連絡をしている場合のみ御提出いただけます。

事前連絡の方法、期限等については、在籍園に御確認ください。

【問い合わせ先】

八王子市子ども家庭部子どもの教育・保育推進課
公立保育所運営担当
電話 042-620-7447